

# 控 訴 状

令和7年11月11日

東京高等裁判所 御中

控訴人訴訟代理人 弁護士 海 渡 雄 一



同 弁護士 小 竹 広 子



同 弁護士 高 遠 あゆ子



当事者 別紙当事者目録のとおり

国家賠償請求控訴事件

訴訟物の価額 4000万円

貼用印紙額 21万円

控訴人、被控訴人間の東京地方裁判所 令和5年(ワ)第6275号国家賠償請求事件について令和7年10月30日に言い渡された下記判決は一部不服であるから控訴する。

## 第1 原判決の表示

- 1 被告は、原告■■■■■に対し、150万円及びこれに対する令和3年7月24日から支払い済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え。
- 2 原告■■■■■のその余の予備的請求を棄却する。
- 3 原告■■■■■の請求を棄却する。
- 4 この判決は第1項に限り、仮に執行することができる。

5 (1) 原告■■■■と被告との間の訴訟の訴訟費用は、これを50分し、その49分を原告■■■■の、その余を被告の負担とする。

(2) 原告■■■■と被告との間の訴訟の訴訟費用は、原告■■■■の負担とする。

## 第2 控訴の趣旨

1 原判決中、控訴人の請求のち金4000万円およびこれに対する令和3年7月24日から支払済みに至るまで年3分の割合による金員の支払いを棄却した部分を取り消す。

2 被控訴人は、控訴人に対し、4000万円及びこれに対する令和3年7月24日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

3 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。

## 第3 控訴の理由

追って、控訴理由書を提出する。

### 附 属 書 類

- |         |    |
|---------|----|
| 1 控訴状副本 | 1通 |
| 2 訴訟委任状 | 1通 |

## 当事者目録

〒

控訴人（一審原告）

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-15-9 さわだビル5階

東京共同法律事務所

電話 03-3341-3133 FAX 03-3355-0445

控訴人訴訟代理人 弁護士 海 渡 雄 一

同 弁護士 小 竹 広 子

〒113-0033 東京都文京区本郷一丁目22番6号本郷ハイホーム3階

クラルテ法律事務所（送達場所）

電話 03-6801-5602 FAX 03-6801-5603

控訴人訴訟代理人 弁護士 高 遠 あゆ子

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1

被控訴人（一審被告） 国

上記代表者法務大臣 平 口 洋